

仕様書

海外ライセンス戦略の策定 (育成者権管理機関支援事業)

1 事業目的

輸出拡大と育成者権強化に向け、果実類等の農産物の輸出と海外におけるライセンス生産を組み合わせたグローバルな通年供給体制の構築や、無断栽培防止とロイヤルティ確保のビジネスモデル、ブランド戦略とライセンス戦略の検討・樹立等を実現するために、育成者権管理機関支援事業実施協議会は、同支援事業の「1. 海外ライセンス交渉加速化事業」を実施している。

本事業では、海外において育成者権管理機関が管理する知的財産等をライセンスする契約の実現に向けた交渉を加速化させるにあたり、育成者権管理機関支援事業における過年度の調査結果等を活用した海外ライセンス戦略（品目別、国・地域別、許諾目的別。ブランディング及びマーケティング戦略を含む。）の策定を行う。

2 事業内容

（1）育成者権管理機関が行うべき事業内容について、以下の内容を含む海外ライセンス戦略を策定する。策定にあたって、請負者は、発注者らに対し、過去の農林水産省の調査報告書※や海外での先行事例等を紹介しつつ、定期的に議論を行う形で内容をまとめること。

※過去の調査報告書は、以下の農林水産省のHPで公表。

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/kaigai_license.html
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/kanri/kanrikenntou.html>

① 立上げ期のタスク整理

育成者権管理機関の立上げ期において取り組むべきタスク、タイムライン、大まかなコスト及び想定される課題並びに品目ごとのターゲット生産国、消費国及び海外でのパートナー（大手苗木生産業者、複生母樹の管理委託先）と育成者権管理機関の役割分担の構想と、海外パートナーの候補の選定に当たっての考慮要素（ロイヤルティ分担、監視業務、マーケティングの有無）を整理する。整理する際には、海外の育成者権管理機関（特に公的機関開発品種を扱う機関）の事例を参考にしたうえで、ブランドバリューがまだ構築されていない新品種の展開をスマールスタートから徐々に生産拡大、小売ブランドも構築していくことを前提とする。

その際、海外の育成者権管理機関において、公的機関の品種を海外ライセンスする際の国内生産者の理解を得るためにプロセスや生産者へ示したメリット内容、還元方法を参考とする。

② 育成者権管理機関の実施人員体制等

上記①に整合する形で、5年、10年スパンで、パートナー探しから商業生

産までの間に、各当事者が取り組むべき事項、育成者権管理機関の実施人員体制（外部連携先を含む）及び発生するコストを整理する。

③ 流出防止対策、侵害対応

育成者権者、育成者権管理機関及び海外のサプライセンス先がそれぞれ行うべき流出防止対策、侵害対応について定める。その際、海外優良事例の中で、日本国内における流出防止対策や侵害対応にも採用が可能な有効な取組みがあれば、それも参考とする。

（2）育成者権管理機関が検討すべき以下の事項について、請負者は、過去の農林水産省の調査報告書（上述の通り。）や海外での先行事例等を踏まえつつ、追加調査を行った上で内容をまとめること。

- ① 商標の設定方法（品目ごと、品種ごと、品種名との区別）及びブランディング・プロモーションの方法（対生産者、対消費者）
- ② 海外ライセンス許諾料の設定・徴収方法（公的機関における海外ライセンスの許諾料について、国内農業振興の観点から参考となる利用方法については実際の運用等を含む。）

3 事業期間

契約締結日～令和8年3月13日（金）

4 事業の報告

請負者は、電磁的に作成した事業報告書を、2（1）については3の事業期間終了日までに、2（2）については令和8年2月13日（金）までに、電子メールへのファイル添付等により担当職員に提出すること。なお、1カ月に1～2回程度、2の事業実施のために必要な会議を発注者が指定する関係者と行うこと。

※ 電磁的に作成した事業報告書については、ウイルスチェックを行った上で提出することとし、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を電子メールへの記載により明らかとすること。

* 報告書については日本語で提出すること。

5 事業実施報告書等の提出先

東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル2階
公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会

6 その他

- （1）請負者は、提案書のとおり事業を実施すること。
- （2）請負者は、契約締結後、速やかに、実施スケジュール及び実施体制を提出すること。
- （3）請負者は、担当職員の求めに応じて途中経過を報告すること。
- （4）本事業の実施に当たっては、日本国及び事業実施国（）の法令を遵守すること。

- (5) 前述の最終報告として提出された事業実施報告書に係る一切の著作権（著作権法第27条及び第28条で定める権利を含む。）は、発注者側に帰属するものとする。また、請負者は、著作者人格権について、行使しないものとする。
- (6) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じ、又は業務の内容を変更する必要が生じたときは、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会と協議を行うこと。